

信赖・協働

ひとみ輝く
笑顔あふれる
学校づくり



学校評価を子どもたちのために

島根県教育委員会

Q1

学校評価はどのように役立つのでしょうか？

A

学校評価は次のことによく役立ちます。

- ①教育活動の改善を図ることができます
- ②教職員の意欲や能力を高めることができます
- ③保護者や地域住民の理解と協力を得ることができます
- ④教育委員会による支援の充実を図ることができます



すべては
子どもたちのために

学校評価を通じ、すべての教職員が学校運営にかかわることによって、より大きな成果が期待できます。

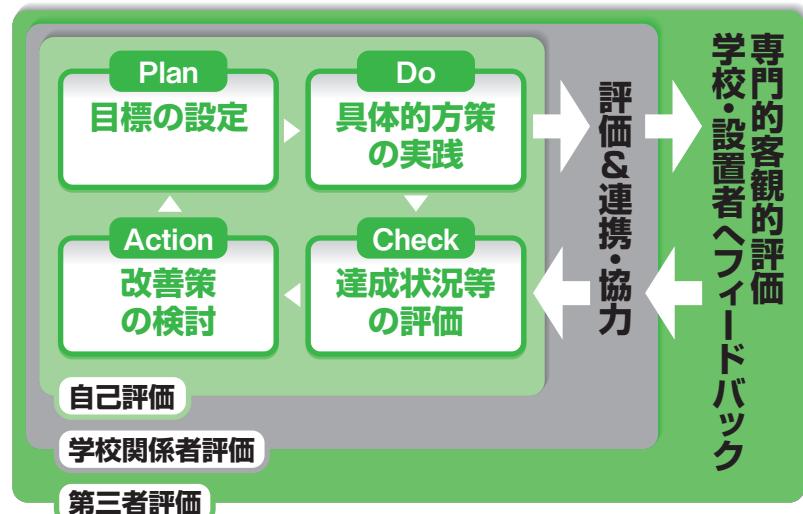
Q2

学校評価にはどんな種類がありますか？

A

学校評価は、実施手法により次の3つに分類することができます。

評価の名称	評価者と手法
自己評価	<ul style="list-style-type: none">○当該学校の全教職員による評価○目標を設定し、その達成状況等を評価する
学校関係者評価	<ul style="list-style-type: none">○保護者・地域住民等からなる学校関係者評価委員会による評価○自己評価結果を評価する
第三者評価	<ul style="list-style-type: none">○当該学校とは直接かかわりをもたない専門家による評価○専門的・客観的な評価



学校評価の
よさを知って
島根の子どもたちの
ために活用してね

Q3

3種類の学校評価をすべて実施しなければなりませんか？

A

学校評価の実施等については、学校教育法や学校教育法施行規則に右の表のように定められています。学校関係者評価は実施するよう努めることとされていますが、すべての学校で取り組むべきであると考えています。

※市町村教育委員会が、小中学校の管理規則等によって、学校関係者評価等の実施や公表を義務付ける場合もあります。

	実 施	公 表	設置者への報告
自己評価	義 務	義 務	
学校関係者評価	努力義務	実施した場合義務	
第三者評価	(特段の規定はありません。)		

Q4

教職員は学校評価にどのようにかかわればよいのでしょうか？

A

子どもたちのために効果のある学校評価にするためには、



のサイクルを機能させることができるので、PDCAのそれぞれの段階で全教職員が積極的にかかわることが大切です。特に、学校評価の始まりである目標設定において、「こんな子どもたちに育ってほしい」「こんな学校にしたい」という願いを共有することがポイントになります。

Q5

学校関係者評価にはどんなことが期待できますか？

A

次の2つが期待されます。

- ①自己評価の客觀性や透明性を高め、学校が説明責任をきちんと果たすことができる。
- ②学校・家庭・地域が共通理解をもち、連携して学校をよくしていくことができる。

県内における実践研究でも、学校関係者評価が学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」としてたいへん有効であることが確かめられており、保護者・地域に学校を理解してもらい、協力を得ることにつながっています。

Q6

保護者アンケートを行えば学校関係者評価を実施したことになりますか？

A

保護者アンケートは、自己評価のための資料となるもので、学校関係者評価とは異なるものです。学校関係者評価は、保護者や学校評議員、地域住民等により構成された委員会等が、学校が行った自己評価の結果に基づいて評価することが基本となります。

Q7

効果的な学校評価にするためのポイントは何でしょうか？

A 次のポイントをチェックしてみましょう。(チェック1つで1ポイント)

目標の設定を チェック!

学校の特徴に応じた校内評価委員会を組織している。

全教職員で目標を設定し、願いを共有している。

焦点を絞った評価項目を設定している。

子どもたちの変容を重視して評価している。

方策の実践を チェック!

具体的な方策にみんなで取り組んでいる。

適宣、評価材料を集めている。

ポイント

10~

8~9

5~7

0~4

学校関係者評価を チェック!

学校関係者評価委員に学校の取組を知っている工夫をしている。

学校評価により、保護者や地域の理解と協力を得ている。

判 定

学校評価の基本が押さえられています。
さらに学校独自の改善を加えましょう。

学校評価の成果が期待できます。
子どもたちのためにもうひと工夫しましょう。

学校評価が機能していないかもしれません。
問題点の解決を図りましょう。

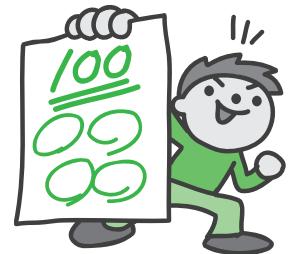
たくさんの課題があるようです。
研修等により改善を図りましょう。

報告・公表を チェック!

自校のよさや子どもたちの伸びを保護者や地域住民に伝えている。

教育委員会に報告している。

評価結果を基に、次年度の改善策を立てる。



学校評価充実のために…益田市の実践から

平成21年度 「学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究」指定地域

取組：学校評価アドバイザーからの指導・助言の活用

学校評価アドバイザー：玉川大学教職大学院 小松 郁夫 教授

ワーキング会議、管理職研修会、シンポジウムなど、複数回にわたって専門的な立場から具体的で適切な指導・助言を得ながら、益田市の評価システムの充実を図りました。

(学校評価アドバイザーとは、益田市が学校評価について指導を受けるために依頼した指導者であり、第三者評価委員とは異なります。)



取組：シンポジウムの開催

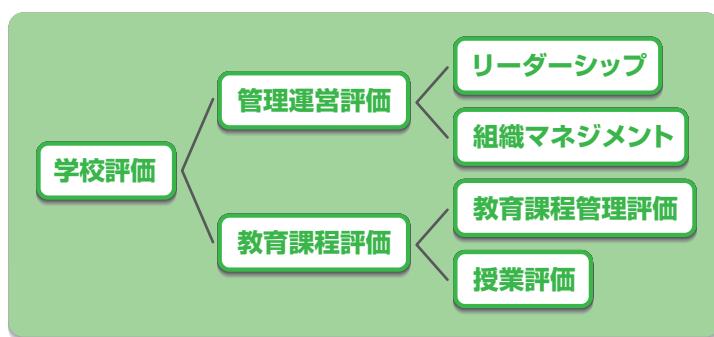
「ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり イン MASUDA 2010」

学校関係者や市民等に広く学校評価についての理解を促すことをねらって実施しました。

指導・助言・研究の成果から

◇学校評価の内容の捉え方の例

重点化した学校評価やバランスのとれた学校評価を実現するために、学校評価を管理運営評価と教育課程評価の2つに分けて考える方法があります。目標や評価項目を検討する際に、この視点からも検討することが、学校評価の改善につながる場合があります。



◇研究実践校の学校評価の改善

〈益田市の学校評価の方針〉

- 評価項目の精選を図る。(中期経営目標を3つ程度に)
- 学力向上の項目は各校必ず入れる。
- 学校関係者評価の体制整備を推進する。

研究実践校

安田小学校	鎌手小学校	真砂小学校
東仙道小学校	都茂小学校	二川小学校
東陽中学校	鎌手中学校	真砂中学校
美都中学校		

学校評価シート作成

学校評価アドバイザーの指導・助言、研修視察等の先行事例を参考に、各実践校では具体的な学校評価シートの改善に取り組みました。各学校の規模等の実態に応じて、各校で自校用の評価シートを作成しました。

例 実践校(小規模校)の評価シートより

学校教育目標：健やかな心身と確かな学力を培い、生きる力を育てる

評価計画			自己評価					学校関係者評価			改善策	
中期経営目標	短期経営目標	達成のための方策	評価指標	アンケート			結果と課題の説明	自己評価は 妥当である	自己評価は 妥当でない	自己評価は わからない	コメント	
				目標値%	教職員	児童・生徒						
基礎・基本の定着を目指す指導法の工夫をとおして、「確かな学力」を身につけた生徒の育成を図る。	家庭学習の充実	①家庭学習の習慣化にむけての工夫 ②生活習慣の改善	小規模校なので、短期経営目標毎の質問項目を増やし、数値がより信憑性をもつようにしました。				数値だけではなく、目標に関する記述の部分にも重点をおいて全教職員で分析し、自己評価を行いました。 子どもたちを、地域で9年間一緒に育っていくという観点から、小中合同で評価委員会を開催しました。委員の選定も小中で相談しながら行いました。 また、第1回の評価委員会では、委員以外の地域の方々や職員が自由に参加しました。					
	授業力の向上	①授業研究の活性化 ②研修会等への積極参加										
	個別に応じた指導の充実	①自主学習ノートの活用 ②ペーパーチックテストの活用		各項目のアンケートによる評価3.5以上を目指す。								
	小中連携の強化	①合同授業公開の実施 ②合同研修会の実施										

実践校の工夫・改善例

学校関係者評議会は普段から学校によく来てくださる方にお願いした。

評議会がペアを組むことで、学校に来やすくなっています。

ふりかえりカードやアンケートなどを使用し、できるだけ取組の結果が数値化できるようにしました。

保護者に、目標達成に向けて家庭で取り組めることについて話し合ってもらいました。共に子どもを育てるというスタンスで評議会を行なった。

教職員評議会システムとリンクさせることで、学校運営への参画意識と実践意欲が向上した。負担軽減にもなった。

中間自己評議会を実施し、方策を修正した。取組の強化、取捨選択を行なった。

実践校の声

- 中期目標を絞ることで、学校教育目標との関連で教育活動のねらいがより焦点化された。
- 市が中期目標の一部を設定することで、目指す方向が明らかになった。また、自校の目標と区別することで、特色ある学校経営を目指すことができるようになった。
- 教育効果を上げるために、どこをどうすればよいのかをみんなで考え、組織として取り組むことの大切さを、学校評議会アドバイザーから学んだ。また、それを実現するのが学校評議会であることがわかった。
- 学校評議会アドバイザーの助言により、学校評議会をきっかけにして、どんな学校をつくりたいか、どういう子どもを育てたいかを学校・保護者・地域が一緒になって考え、話し合うことができた。

学校評議会関係の資料

- 学校評議会ガイドブック「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり」
(平成20年3月 島根県教育委員会)
- リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く笑顔あふれる学校づくり」
(平成21年3月 島根県教育委員会)
- 「学校評議会ガイドライン(改訂)」(平成20年1月 文部科学省)
- 「幼稚園における学校評議会ガイドライン」(平成20年3月 文部科学省)
- 「学校関係者評議会を活かしたよりよい学校づくりに向けて」
(学校関係者評議会参考書)(平成21年3月 文部科学省)
- 関連ホームページ
[島根県教育委員会](http://www.pref.shimane.lg.jp/gimukyoiku/gakko_hyoka.html) [文部科学省](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/)
- 関連法令
[学校教育法 第42条・第43条](#)
[学校教育法施行規則 第66条・第67条・第68条](#)
これらが幼稚園・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校にもそれぞれ準用されます。